



(仮称)

人権文化いきづくまちづくり条例(骨子素案)とは?

(仮称)「人権文化いきづくまちづくり条例」(案)とは、尼崎市が「今なお、不当な差別や排除、暴力などの人権侵害が生じておらず、多くの人々が傷ついています。性別、年齢、障害、民族、国籍、疾病、被差別部落出身その他出自・経歴等を理由とした不当な差別は私たちの日々の暮らしに存在しています」として、2020年2月議会の制定に向けて提案しているものです。

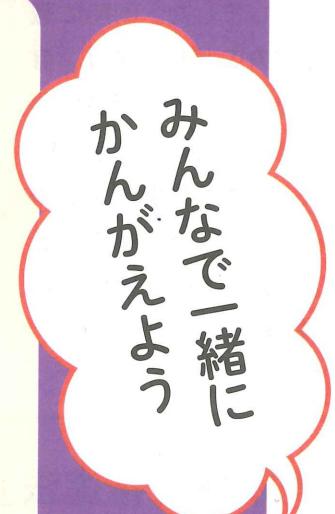
憲法に定められた人権とは?

憲法では、主な基本的人権を規定し、それらの権利を国や地方行政(公的権力)が侵すことを禁止するとともに、公的権力が、権利保障のために必要な施策をおこなうよう求めています。私たち誰もが、いのちをもって存在していることそのものが保障され、健康で豊かに、そして自由に生きることが人権です。市は、こうした人権を誰かれの区別なく、等しく実現できるよう施策を講じることをよりも優先させるのが本来の仕事です。



憲法に基づいて 市がおこなうべきことは?

市民の権利を守るために、市がおこなうこととは、市民生活を豊かにする人権保障の具体化です。県下の自治体と比べても高すぎる国保料の値下げ、障がい者や高齢者など生活困窮者へもっと手をさしのべる、最近問題になっているクラブ活動で生徒が体罰を受けるような実態をなくす等、具体的な施策を実行することです。



information
シンポジウム
のお知らせ

ところ とき

ハーティ
21

2020年
1月

18日(土)
午後2時

尼崎市南塚口町4丁目4

尼の
人権
まち
づくり
条例
をかん
がえる
シンポジ
ウム